

議第 34 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 2 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）が令和 2 年 4 月 1 日に施行され、会計年度任用職員制度の運用が始まるため、本条例を制定し関係条例の一部を改正するもの。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（下呂市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第 1 条 下呂市職員の分限の手續及び効果に関する条例（平成16年下呂市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（休職の効果）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3年に満たない場合」とあるのは「任命権者が定める任期に満たない場合」と、「3年を超えない限度」とあるのは「任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（休職の効果）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

（下呂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第 2 条 下呂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成16年下呂市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（減給の効果）</p> <p>第 4 条 減給は、1日以上<u>6月</u>以下の期間、給料の月額（<u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額</u>）の5分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（停職の効果）</p> <p>第 5 条 停職の期間は、1日以上<u>6月</u>以下とす</p>	<p style="text-align: center;">（減給の効果）</p> <p>第 4 条 減給は、1日以上<u>6か月</u>以下の期間、給料の月額の5分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（停職の効果）</p> <p>第 5 条 停職の期間は、1日以上<u>6か月</u>以下と</p>

改正後	改正前
る。 2・3 (略)	する。 2・3 (略)

(下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年下呂市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(非常勤職員等の勤務時間、休暇等)</u></p> <p>第19条 <u>非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等</u>については、<u>第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長が定める基準に従い、任命権者が定める。</u></p>	<p><u>(臨時職員等に対する特例)</u></p> <p>第19条 <u>臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等</u>については、<u>市長が定める基準に従い、任命権者が定める。</u></p> <p>2 <u>非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等</u>については、<u>第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長が定める基準に従い、任命権者が定める。</u></p>

(下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 下呂市職員の育児休業等に関する条例（平成16年下呂市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u>のうち、<u>基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</u></p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 基準日に育児休業をしている職員のうち、<u>基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第9条 育児休業をした職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項規定する会計年度任用職員を除く。</u>)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第9条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

(公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例(平成16年下呂市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条</u>に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条第1項</u>に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成16年下呂市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

(下呂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 下呂市職員の給与に関する条例(平成16年下呂市条例第48号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、別に定めのあるもののほか、<u>第24条の2</u>に規定する職員以外のすべての職員に適用する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、別に定めのあるもののほか、<u>第24条の2第1項</u>に規定する職員以外のすべての職員に適用する。</p> <p>3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第18条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第9条に規定する国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第9条に規定する12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、勤務時間条例第11条に規定する休暇（<u>組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。</u>）による場合その他その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。ただし、特殊勤務手当条例に規定する特殊勤務手当のうち規則で定めるもので、月額で定められている手当の支給を受ける職員については、第22条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第18条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第9条に規定する国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第9条に規定する12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、勤務時間条例第11条に規定する休暇（<u>組合休暇及び介護休暇を除く。</u>）による場合その他その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。ただし、特殊勤務手当条例に規定する特殊勤務手当のうち規則で定めるもので、月額で定められている手当の支給を受ける職員については、第22条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第24条の2 <u>この条例に定めるもののほか、常勤を要しない職員の給与は、別に条例で定める。</u></p>	<p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第24条の2 <u>常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)については、任命権者は、常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の常勤を要しない職員には、他の条例に別段の定めがない限り同項の給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。</u></p>

(下呂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 下呂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年下呂市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【参考資料】

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例要綱

1. 制定理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）が令和 2 年 4 月 1 日に施行され、会計年度任用職員制度の運用が始まるため、本条例を制定し関係条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 下呂市職員の分限の手續及び効果に関する条例で規定される休職期間について、会計年度任用職員はその任期の範囲内であることを規定します。

（第 1 条による改正規定中第 3 条関係）

- (2) 下呂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例で規定される減給の額について、第 1 号会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員）は報酬を減額対象とすることを規定します。

（第 2 条による改正規定中第 4 条関係）

- (3) 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例で規定される臨時的に任用される職員の勤務条件は、一般職と同様とするため関係する規定を削ります。

（第 3 条による改正規定中第 19 条関係）

- (4) 下呂市職員の育児休業等に関する条例で規定される育児休業をしている職員の勤勉手当の支給及び育児休業から職場復帰後における号給の調整について、会計年度任用職員を適用除外とすることを規定します。

（第 4 条による改正規定中第 7 条及び第 9 条関係）

- (5) 地方公務員法の改正に伴い、引用している条文を改正します。

（第 5 条による改正規定中第 2 条及び第 10 条並びに第 6 条による改正規定中第 2 条関係）

- (6) 下呂市職員の給与に関する条例で規定される非常勤職員の給与について、会計年度任用職員制度の導入に伴い、新たに別に条例が定められるため、その旨の改正を行います。また第 24 条の 2 の改正に伴い関係箇所を改正します。

(第7条の改正規定による、第3条及び第24条の2関係)

- (7) 下呂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例で規定される報告事項から除く非常勤職員に、第2号会計年度任用職員(フルタイム会計年度任用職員)は含まれないことを規定します。

(第8条による改正規定中第3条関係)

- (8) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

(附則関係)